

# 国立大学法人京都教育大学受託研究取扱規則

平成16年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 国立大学法人京都教育大学(以下「本学」という。)における受託研究(外部からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。)の取扱いについては、他の関係法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(受託研究の申込み)

第2条 受託研究を委託しようとする者(以下「委託者」という。)は、受託研究申込書(別紙様式第1号)を学長に提出しなければならない。

(受託の決定)

第3条 学長は、前条の規定により申込みがあったときは、教育研究評議会において、当該受託研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、役員会の議を経て受入れを決定するものとする。

2 学長は、前項の決定にあたっては、あらかじめ当該受託研究を担当する教員(以下「研究担当教員」という。)及び当該教員の属する学科主任、センター長又は附属学校長の意見を聴取するものとする。

3 学長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入れ決定通知書(別紙様式第2号)により契約責任者に通知するものとする。

(受託の条件)

第4条 受入れの条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。

二 受託研究の結果、工業所有権等の権利が生じたときは、これを無償で使用させ又は譲与することはできない。ただし、国以外の者から受けて行った研究については、研究協力促進法第7条に基づきその成果に係る本学の特許権又は実用新案権の一部を、譲与することができる。

三 受託研究に要する経費(以下「研究費」という。)により取得した設備等は、これを返還しない。

四 やむを得ない事由により受託研究を中止し又はその期間を延長する場合においても本学はその責を負わない。

五 研究費は、当該受託研究の開始前に納付しなければならない。

六 納入された研究費は、原則として返還しない。ただし、本学が特に必要があると認める場合にはその全部又は一部を返還することができる。

七 前各号に掲げるもののほか、本学が特に必要と認める事項

2 やむを得ない事由であると学長が認める場合は、前項第3号及び第5号の条件を付さないことができる。ただし、返還する設備等の名称、研究費の納付日を契約書に明記しなければならない。

( 契約の締結 )

第5条 契約責任者は、第3条第3項により通知があったときは、受託研究に関する契約を締結するものとする。

( 研究の中止又は期間の延長 )

第6条 研究担当教員は、当該受託研究を中止し又はその期間を延長する必要があるときは、ただちに学長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 学長は、前項の報告により、当該受託研究の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し又はその期間を延長することを決定し、その旨を契約責任者に通知するものとする。

3 学長は、前項の期間の延長が予算の繰越し手続きを必要とするものであるときは、予算責任者から当該手続が完了した旨の通知を受けたのち、その決定を行うものとする。

( 研究完了の報告 )

第7条 研究担当教員は、当該受託研究が完了したときは、遅滞なく学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、その旨を会計事務責任者に通知するとともに当該受託研究の結果を委託者に報告するものとする。

( 事務 )

第8条 本規則に定める事務は、総務課において処理する。

( 実施規則 )

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別途定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から適用する。

## 受託研究申込書

国立大学法人京都教育大学 学 長 殿

委託者

住 所

名 称

氏 名

印

国立大学法人京都教育大学受託研究取扱規則を遵守のうえ、下記のとおり受託研究を申し込みます。

記

1. 研究題目

2. 研究の目的

3. 研究の内容

4. 研究経費

円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 希望する研究担当教員

6. 希望する研究完了期限 平成 年 月 日

7. その他

平成 年 月 日

## 受託研究受入れ決定通知書

国立大学法人京都教育大学  
契約責任者 殿

国立大学法人京都教育大学  
学 長 印

平成 年 月 日付 より申し込みのあった受託研究について、下記により受入れを決定しましたので、契約を締結するよう通知します。

### 記

1. 研究題目
2. 研究担当教員
3. 研究期間
4. 受託の条件
5. 研究経費及び納入期限
6. その他必要事項